

学校法人薫英学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人薫英学園（以下「学園」という。）の役員の報酬、諸手当、退職金、退職慰労金及び旅費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の定義)

第2条 この規程の役員とは、理事及び監事をいう。

(役員の種別)

第3条 役員の種別は、次のとおりとする。

(1) 専任役員（常勤）

学園の役員として職務に専念する場合をいう。

(2) 兼任役員（常勤）

役員が学園の他の職と兼務する場合をいう。

(3) 非常勤役員

学園に勤務する以外の者が役員として就任する場合をいう。

(役員の職名)

第4条 役員の職名は、次のとおりとする。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事

(4) 監事

(役員の報酬等)

第5条 第3条第1号に規定する役員に対しては報酬を支給することとし、その額は第4条に掲げる職に応じて、別表1のとおりとする。

2 第3条第2号及び第3号に規定する役員に対しては報酬を支給することとし、その額は別表2のとおりとする。

3 第3条第1号に規定する役員に対しては、賞与を支給する。

(役員の報酬等総額)

第6条 前条に規定する役員の報酬等総額は毎年度予算に計上することとし、理事会に報告するものとする。

(支給方法等)

第7条 第5条第1項及び第2項の報酬の支給については、毎月22日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日）に支払うものとする。

2 第5条第3項の賞与の金額及び支給基準については、学園の経営状況及び過去の経緯等を勘案し、年度ごとに決定する。

3 報酬等は、現金により支給する。なお、本人名義の金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(役員への退職金の支給)

第8条 役員が退任したときは、報酬月額に在職年数に応じた支給乗数を乗じた退職金を支給する。

2 前項の支給乗数は別に定める。

3 役員の在任期間中に報酬月額の変更があった場合には、前項の報酬月額は役員を退任した日のその者の報酬月額とする。

(役員への慰労金の支給)

第9条 役員が退任したときは、慰労金を支給することができる。

2 前項の慰労金の額は、理事長がその者の在任期間及び業績等を勘案の上決定し、理事会に報告する。

(旅費の支給、種類及び額)

第10条 役員が出張した場合には、旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、自動車賃、日当及び宿泊料とする。

3 前項の旅費の額は、別表3のとおりとする。

(出張雑費)

第11条 役員が出張する場合、前項の規定による旅費のほかに、当該出張において付随的に必要とする費用に対しては、これを出張雑費として支給することができる。

(海外出張)

第12条 役員が海外出張する場合、旅費（交通費、滞在費（日当、宿泊料））及びパスポート発行手数料を支給することができる。

2 前項の旅費の額は、第10条第3項を準用する。

(公表)

第13条 この法人は、学校法人薫英学園寄附行為第74条第1項第2号の規定にもとづき、この規程を公表する。

(規程の改正)

第14条 本規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

現行の役員報酬規程及び役員退職金・慰労金規程は、同日付けで廃止する。

附 則

この規程は、令和元年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

別表1

種 別	報 酬 (月額)
理事長	800,000円～1,200,000円
副理事長	700,000円～1,000,000円
理 事	500,000円 ～ 800,000円
監 事	500,000円 ～ 800,000円

別表2

種 別	報 酬 (月額)
理事長	150,000円
副理事長	120,000円
理 事	100,000円
監 事	100,000円

別表3

旅費の区分	旅 費 額
鉄道賃	旅客運賃 グリーン料金 特別急行料金
船 賃	特 等 料 金
航空賃	実 費
自動車賃	実 費
日 当	10,000円 (1日当り)
宿泊料	実 費

(備考) 日当は、宿泊を伴う場合に限る。

学校法人薫英学園 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人薫英学園（以下「学園」という。）の評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 評議員に対する報酬の額は、評議員会、その他会議等への出席1日につき、1万円とする。

2 前項の額は、税額控除後の額とする。

(支給の方法)

第3条 前条の報酬の支給は、出席した評議員会、その他会議等の当日に現金で支給する。

(公表)

第4条 この法人は、学校法人薫英学園寄附行為第74条第1項第2号の規定にもとづき、この規程を公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃については、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。